

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1980年から1990年までは、27,000人程度で推移してきたが、1995年に入り減少局面に転じ、2021年には22,000人程度まで減少した。年少人口及び生産年齢人口ともに減少しているのに対し、老年人口は増加を続けている。一方で、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、2030年には19,000人程度となり、さらに2045年には15,000人程度までに減少すると推計されている。

産業構造については、1995年の国勢調査において、第1次産業（25.0%）、第2次産業（42.5%）、第3次産業（32.5%）となっていたが、2021年の調査では、第1次産業（13.8%）、第2次産業（35.8%）、第3次産業（50.4%）と、第3次産業が大きく伸び、第1次産業・第2次産業が減少した。工業統計調査によると、1995年には108あった事業所が、2021年には69まで減少している。あわせて、従業員数も3,991人から2,853人まで減少している。

また、本町の中小企業の実態について地域経済循環分析を行ったところ、本町の産業は、一般機械や電気機械製造業が中心となって経済を牽引している。あわせて、上記2業種の他に農業、食品製造業、家具製造業、建設業も町の強い産業となっている。しかしながら、どの分野においても人手不足は深刻であり、令和4年10月に行った景況調査においても、各事業所の課題として、人材の確保が挙げられている。これからも人口減少が進む中で、事業所における人手不足を解消することは難しいと考えられる。このことから、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に切り替えることにより、労働生産性を向上させることが必要となる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済を牽引する産業の収益性向上を図り、県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林業、製造業、建設業等、多岐にわたっており、多様な業種により生活の基盤となる経済・雇用が支えられているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業については、工業専用地域や工業地域なども存在するが、町内全域にわたって企業が点在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、対象地域については本町全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林業、製造業、建設業等と多岐にわたり、多様な業種が本町の産業を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、対象業種については、全ての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～ 令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③市町村税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定の対

象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。